

2019年度介護報酬改定～介護職員の更なる処遇改善～

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善については、平成29年10月の消費税率引き上げに伴い介護職員の更なる賃金改善等をめざしスタートしました。

これまでも数回にわたる取り組みが実施されましたが平成29年12月8日の閣議決定において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能を有する介護職員への重点化を図ると同時に、その他の介護職員、さらには他職種の職員へも配分しつつ、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

<介護職員等特定処遇改善加算の算定要件>

- ①現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定
- ②職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の各区分において1項目以上実施していること（別表）
- ③賃上げ以外の処遇改善の取組をホームページに掲載するなど「見える化」を行っていること

<おおの福祉会特定加算（Ⅰ）の算定>

加算算定

サービス区分	特定処遇改善加算
特別養護老人ホーム 大野の郷	2.7%
（介護予防）短期入所生活介護事業所 大野の郷	〃
通所介護事業所 大野の郷（地域密着型）	1.2%

<職場環境要件の提示>

見える化要件に基づき、おおの福祉会の賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組について

別表

	おおの福祉会の取組
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながら介護福祉士等専門資格の取得 ・指導者看護師による痰の吸引等の実地研修 ・認知症介護実践研修等 <p>上記における受講料・テキスト代及び交通費の支給、研修参加のための勤務シフトの変更</p>
労働環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・腰痛対策として特浴、リフト浴の導入 ・仕事と子育ての一環として育児に関する特別休暇の設定 ・各種健康診断、予防接種、ストレスチェック制度の導入 ・施設内全館全面禁煙 ・介護ソフト導入による情報共有、記録等業務負担の軽減 ・ユニット会議及び各専門委員会における情報の共有 ・リビング、居室の清掃等省力化の一環として自動床面洗浄機及びロボット掃除機の導入 ・感染症対策の一環として、次亜塩素酸使用の噴霧器（「除菌」・「消臭」等）の導入
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・非正規職員から正規職員への転換及び転換条件の緩和 ・臨時、パート職員への通勤費の支給 ・地域住民、地域児童・生徒との交流 ・入居者及び利用者等の送迎を実施する福祉車両にポータブルナビの取付 ・介護福祉士登録証の氏名変更に伴う手数料の支給 ・腰痛・肩こり等対策の一環としてマッサージ師の採用 ・近隣に店等がないため自販機の設置（カップ麺）